

国立大学法人滋賀医科大学の中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- 【1】①献体の意義を理解し、生命に対する敬虔さを培うことを目的として、ご遺体の受入から解剖後の返骨までを学生の手によって行う。また、献体受入式、解剖体慰霊式、解剖体納骨慰霊法要に解剖実習に係わる全学生が参加する。
- 【2】②卒業までに備えるべき臨床実践能力を保証するため、スキルズラボのシミュレーターを利用した手技・技能などの実践的な医学科・看護学科教育を充実し、修得した臨床実践能力の到達度を指標を用いて評価する。
- 【3】③課題探求能力・問題解決能力を育成するため、学生が選択したテーマによる「自主研修」や「看護研究」等の授業を正課として実施する。とくに医学科においては、基礎医学研究への参加を希望する学生に対し研究紹介やセミナーなどの修学支援（研究医入門コース）を行い、研究活動を経験する研究医登録コースに毎年5名以上の参加者を確保する。
- 【4】④医学科学生のグローバルな視点を養うため、海外機関との交流を推進し、海外での「自主研修」や研究医養成コース学生の国際学会発表、海外機関における「学外臨床実習」などを25%の学生が在学中に体験できるよう支援する。
- 【5】⑤卒業時アウトカムに対応するため診療参加型臨床実習（クリニカルクラークシップ）の拡充を含む国際基準に対応する新カリキュラムを平成29年度までに導入し、その後、医学教育分野別評価を受審する。
- 【6】⑥医師国家試験、看護師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験の新規卒業者の目標合格率を、95%以上とする。
- 【7】⑦医学科においては、超高齢化社会の到来を見据えた地域医療に関する教育を推進するため、県内の行政・医療機関や住民及び患者の協力を得て、診療所実習や文部科学省のGP事業を継承した在宅訪問実習（全人的医療体験学習）を実施する。
- 【8】⑧医学科においては、地域医療への関心を喚起し、その重要性を認識させるため、本学の地域医療教育研究拠点の活動拠点（NHO 東近江総合医療センター、JCHO 滋賀病院等）における臨床実習を実施する。また、地域医療に関する特別講義やセミナーを実施する。
- 【9】⑨看護学科においては、高齢化が加速する社会の変容、とりわけ滋賀県の状況を踏まえた実践教育を実施するため、選択コースとして「訪問看護師コース」を設置し、在宅医療・訪問看護に関わる人材を育成する。
- 【10】⑩医学、看護学における専門的知識と高度な技術、確固たる倫理観を兼ね備えた高度専門医療人を養成するため、最先端の情報を加味し時代の要請に即した教育を実施する。
- 【11】⑪国際的な視野と幅広い知性と教養をもち国際的に活躍できる研究者を養成するため、文部科学省事業である博士課程教育リーディングプログラム「アジア非感染

性疾患(NCD)超克プロジェクト」やグローバルアントレプレナー育成促進事業(EDGEプログラム)「iKODE プログラム」を活用し、海外学術交流協定校との交流や地域の大学と連携し、国際的な取り組みを実施する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 【12】①効果的な教育を実施するため、教員やそれを支援する事務職員、技術職員の配置を常に点検し、必要に応じた人員配置や組織の改編を行う。
- 【13】②ICTを活用した自主学習を推進するため、必要とする学生数に応じた ICT 機器を配備し、ソフト・ハード両面での学習環境を構築する。
- 【14】③教員の教育活動スキルアップのため、FD 研修を年間 8 回以上開催し、全教員が年間最低 1 回以上参加することとし、効果について自己点検を行い検証する。
- 【15】④教育活動の課題を把握し、教員へのフィードバックを通じて教育の質の向上を図るため、教員・学生・第三者による授業評価及び卒業生、卒業生が従事する医療機関へのアンケート調査を毎年実施する。
これにより得られたデータを基に、教員に対して改善のための指導を行う。また、学生への教育において優秀な評価を得た教員は、学内表彰を行い、教育へのモチベーションを高める。
- 【16】⑤男女共同参画を推進するため、男女共同参画マスタープランに基づき、ワークライフバランスや育児・介護支援、ハラスメント防止等に関する啓発と指導を実施し、年度ごとにその効果を検証する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 【17】①学生代表と学長・副学長との懇談会やクラス担任・学年担当からの情報により学生のニーズを把握し、学習や生活面での問題、健康問題、クラブ活動などの学生主体の活動に関する問題、奨学金に関することなどについて、医療人育成教育研究センター学生生活支援部門と学生課が中心となり、学生に助言や支援を行う。
- 【18】②学年進行に応じたアドバイザー制度を拡充し、「学びのつまずき」を予防し、留年・休学・退学者を全学年を通して 5 %以下とする。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

- 【19】①本学が求める学生像に適合した学生を獲得するため、これまでに蓄積した受験生や学生のデータを多角的に分析し、入学者選抜に活用する。
- 【20】②アドミッションポリシーに沿った入学者選抜を実施するにあたり、文部科学省が提唱する学力の 3 要素を適切に評価する選抜方式への改革を進める。

【学力の 3 要素】

基礎・基本的な知識・技能の習得

知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
主体的に学習に取り組む態度

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 【21】①サルを用いた医学研究について、動物生命科学研究センターの共同利用・共同研究拠点化を目指して、免疫（組織適合性抗原）統御 SPF（有害な病原体をもたない

状態) カニクイザルの安定的供給体制を確立する。更に、再生医療研究等への提供体制を整備するため、遺伝子組換えカニクイザル作成の効率的技術を確立し、GFP (緑色蛍光タンパク質) カニクイザルコロニーを作成する。また、神経難病・精神疾患や新興感染症研究に資するモデルカニクイザルを作成する。これらにより、第3期中期目標期間中に遺伝子組換えモデルカニクイザルを5種類作成する。

【22】②認知症を中心とする脳科学研究について、分子神経科学研究センターを改組した「神経難病研究センター (仮称)」に、基礎研究ユニット、橋渡し研究ユニット、臨床研究ユニットを置き、認知症に対する先制医療開発プロジェクト (サルモデル作出応用と併行した包括的アプローチ) で認知症を主とした病態解明研究を推進し、早期診断・治療法の開発とその臨床応用に向けてのロードマップを策定し、以下の指標を達成する。

- ・特許出願 (12 件)
- ・国際学術シンポジウムの開催 (6 回)
- ・論文数 (30 報)
- ・共同研究、受託研究の実施 (10 件)

【23】③疫学を柱とする生活習慣病研究について、アジア疫学研究センター - アジア非感染性疾患 (NCD) 超克プロジェクト - を核に、アジアを主とした地域の学際的拠点として循環器疾患・糖尿病・がんを中心とした疫学研究・教育を展開し、生活習慣病の予防法の開発と保健・医療行政に発信できる研究者・指導者を育成するため、以下の指標を達成する。

- ・論文数 (30 報)
- ・国内・国際共同研究の実施 (10 件)

【24】④先端がん治療研究センターを構築して、大学の「知」と「人材」を結集し、がん医療開発に資するため、基礎・臨床医学の融合を図り、アカデミア発のシーズ育成と橋渡し研究を活性化し、第3期中期目標期間中にそれに関わる共同研究もしくは事業を3件以上実施する。附属病院での先進的がん医療の実践と On the Job Training により、先端がん治療研究を牽引する人材を養成する。

【25】⑤急速な高齢化社会を迎える我が国の健康問題・医学的課題を克服するため、第2期中期目標期間に基盤整備を行った重点研究領域を集約化し、疫学、基礎学、看護学、基礎医学、臨床医学にまたがる学際的・戦略的な橋渡し研究と人材育成に取り組む。

【26】⑥医工・医農などの融合領域を含めたイノベーションの早期医療応用を推進するため、臨床研究開発センターのエビデンス創出機能を活用し、薬事承認に結びつくレギュラトリーサイエンスを実践する。これらにより、次世代画像誘導下低侵襲医療システム関連の開発においては、第3期中期目標期間内に3件以上の薬事申請を行う。

【27】⑦若手研究者及び女性研究者による独創的萌芽研究を促進するため、研究支援計画に基づき選考のうえ、研究費を配分する。

【28】⑧研究成果を検証するため、客観的指標を活用して発表論文を評価する体制を確立する。

- 【29】⑨教員業績管理システム（JST researchmap リンク）により、研究者データベースの四半期毎の更新を各研究者に義務づけ、研究活動を活性化させるとともに、本学のシーズ・ニーズの情報を学内外へ発信する。
- 【30】⑩国立情報学研究所 JAIRO Cloud によるリポジトリを周知・活用し、ダウンロード数解析を行い、本学研究活動の分析に利用する。

（２）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 【31】①戦略的に基礎・臨床融合研究を推進し、研究者間の連携を進めるため、主要研究テーマについて基礎研究者と臨床医が参加する研究グループを組織する。
- 【32】②産学共同研究を推進するため、本学教員との共同研究を希望する者や実用化・起業を目指す者に、バイオメディカル・イノベーションセンターの施設・設備や産学連携コーディネーターなどの機能の活用を推進し、共同研究及び実用化を第２期中期目標期間実績の 10%増とする。
- 【33】③研究環境を改善するため、ライフイベントに応じた研究支援員配置などの支援、若手研究者の海外研修、研究資金支援を行い、外国人研究者に対して、滞在費の補助や居住のための施設を確保する。

３ 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- 【34】①地域の将来を担う人材育成のため、滋賀県内の小・中・高校生の医学・看護学への関心を醸成することを目的として、学内の人的資源とメディカルミュージアムやスキルズラボ等の資源を積極的に活用し、高大連携事業と出前授業を推進する。
- 【35】②滋賀県民の健康増進等のため、健康知識・医学知識の普及、健康への関心の啓発を目的として、公開講座・公開講演会等を年間 30 回以上実施する。
- 【36】③地域の保健・医療に関する課題解決を担う人材養成のため、滋賀県内の医療人を対象とした「生涯学習支援・学び直し支援」を目的とした研修を年間 5 回以上開催する。
- 【37】④地域の政策課題の解決に貢献するため、自治体等の協議会及び審議会などへの参画や自治体との定期的な意見交換等を行い、大学からの提言を行って実現に協力する。
- 【38】⑤地域において不可欠な医療分野への対応や、診療面での地域貢献を推進するため、地域医療支援計画を策定し、それに基づく疫学データの収集・分析による予防政策の立案、地域医療教育研究拠点の活動拠点（NH0 東近江総合医療センター、JCHO 滋賀病院等）への医療スタッフの派遣等を行政機関と連携して行う。
- 【39】⑥滋賀県がん診療高度中核拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院として、滋賀県及び関係医療機関と連携し、滋賀県におけるがん診療の高度化の推進と人材育成を図るため、がん患者支援のための公開講座やイベント等を年 2 回以上開催・支援するとともに、人材養成を目的とした研修会等を年 5 回以上実施する。
- 【40】⑦難病医療拠点病院として、難病患者からの相談への対応や支援を推進し、医師・看護師等を対象に県内の難病医療やケアの充実を目的とした研修事業等を年 3 回

以上行う。

- 【41】⑧滋賀県全域を網羅した医療情報連携ネットワークシステムの構築を推進するため、「びわ湖メディカルネット」の運営等に協力し、病院や診療所、在宅療養・生活支援事業所間で診療情報を共有し、県内どこでも切れ目のない医療を提供できる体制の整備に向け、県内医療機関とともに取り組む。
- 【42】⑨地域で活躍する医療人を育成するため、滋賀県との連携により設置した、滋賀県医師キャリアサポートセンターを中心とした、若手医師のための充実した研修プログラムの提供、女性医師への就労支援等、医療人育成体制を充実させる。また、看護臨床教育センターを中心に、滋賀県下の看護臨床教育における全般的な活動に関わり、看護教員の養成、県内医療従事者のスキルアップ、復職研修等を実施する。
- 【43】⑩地域の新しい技術開発による技術革新と事業化に貢献するため、”しが医工連携ものづくりネットワーク（滋賀健康創生特区）”を活用し、県・企業及び近隣大学と連携して大学の知の集積と企業の技術力により、実用化・製品化を早期実現できる体制を整備する。

4 その他の目標を達成するための措置

（1）グローバル化に関する目標を達成するための措置

- 【44】①本学アジア疫学研究センターをはじめとする充実した生活習慣病疫学研究の基盤や文部科学省博士課程教育リーディングプログラムであるアジア非感染性疾患（NCD）超克プロジェクトを活用し、アジア新興国における NCD 問題の解決と健康寿命の延伸を推進するトップリーダーを育成する。
- 【45】②イノベーションに関する国際的な教育・研究を推進するため、文部科学省グローバルアントレプレナー育成促進事業である iKODE プログラムを活用し、デザイン思考等、医療以外の分野からの優れた国内外のプログラムを取り入れた教育・研究を実施する。
- 【46】③脳科学研究や生活習慣病研究を中心に国際共同研究を活性化し、国際共著論文を年間 20 報以上発表する。
- 【47】④アジアを中心とした国々の医療・保健分野への国際貢献を果たすため、技術協力のための教職員の派遣及び短期・長期研修受入れを行うとともに、大学院博士課程リーディングプログラム指定校特別入試を実施し、その対象地域・国を拡充する。

（2）附属病院に関する目標を達成するための措置

1) 医療の質の向上

- 【48】①県内唯一の特定機能病院として、高度急性期機能を担い、地域の医療機関との機能分担を明確にする。小児、周産期、精神、眼科、循環器、脳卒中等の特定領域を中心とした高次・広域救急救命体制を構築し、高度急性期医療を提供する。
- 【49】②超高齢社会に対応した医療を提供するため、「神経難病研究センター（仮称）」と連携した神経内科の体制を強化する。
- 【50】③最良・最適な質の高い医療を提供するために、集学的医療を提供できる体制を整備し、学際的痛み治療センターの機能強化を図るとともに、感染管理、褥瘡管

理、栄養管理、緩和ケア等の「チーム医療」を拡充する。

- 【51】④継続的な患者サービスの向上に取り組むため、医療現場からの問題点やアンケートなどから把握した患者からの要望・ニーズに対し、患者サービス向上委員会等で検討し、迅速に対応するとともに、改善状況を院内ディスプレイで公開する。
- 【52】⑤感染制御、医療安全を病院管理の最も重要な課題と認識し、これまで実施してきた院内感染予防体制及び医療安全管理体制の更なる強化を図るため、学内構成員の意識向上を目的とした研修会を年間 10 回以上開催する。
- 【53】⑥医療の質の向上及び充実化を進めるために、臨床指標（国立大学附属病院長会議が策定した病院評価指標及び本学が独自に策定した医療の質を表す指標）を用いた評価やクリニカルパス評価を行うとともに、外部委員も含めた医療の質（臨床研究、医療安全、高度医療等）を評価する委員会を設置し、必要な改善を行う。

2) 医療人の養成

- 【54】⑦質の高い医療を提供できる医師を養成するために、卒前臨床実習から専門教育までのシームレスな医師教育・研修制度を確立する。このため、県内の関連施設と連携して新専門医制度に対応した研修プログラムを構築する。
- 【55】⑧地域医療の質の向上に寄与するため、専門資格取得や能力向上を目指した医療スタッフの教育・研修を推進する。また、看護学科との連携による卒前卒後を通じた教育により訪問看護師を養成する。

3) 臨床研究

- 【56】⑨新しい高度医療技術や低侵襲医療、オーダーメイド医療、再生医療を開発するため、学内研究組織や国内外のネットワーク機関との連携による橋渡し研究を推進し、臨床応用に取り組み、10 件以上の先進医療、医師主導治験などの評価療養を実現する。
- 【57】⑩臨床研究倫理の確立・維持のため、データマネージャーやモニター等の臨床研究開発センター支援スタッフの配置、研究データや研修受講状況、利益相反状況の管理体制を整備し、さらに申請登録機能を含めた臨床研究支援システムを使用することにより、治験や臨床研究の適正な実践を支援する体制を構築する。
- 【58】⑪臨床研究開発センターレギュラトリーサイエンス部門が、薬事承認を念頭に置いて研究立案の早期の段階からのコンサルテーションに応じ、戦略的な研究開発を強力に推進し、3 件以上の薬事承認を得る。

4) 運営等

- 【59】⑫診療機能の活性化と効率的な病院運営を行うため、高度専門職の配置やデータ分析部門の再編、病院管理会計システム(HOMAS2)の利用等により、診療情報等から経営状況を迅速に把握し、人員、組織及び設備の最適化を企画・検証する体制を構築する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 【60】①学長のリーダーシップの下、効率的な大学運営を行うためのガバナンス体制を構

策する。このため、高度専門職の配置や IR 機能の充実等、学長の意味決定を迅速・的確にサポートする体制を整備・強化する。

- 【61】②学内資源（人員、予算、施設設備）を常に検証し、大学の戦略に沿った効率的な配分方法を策定し、実行する。
- 【62】③本学の安定的・継続的な発展を確保するため、定期的にリスク要因を抽出、分析、評価し、リスクマネジメント体制を整備・強化する。
- 【63】④幅広い視野での大学運営を行うため、学外有識者など学内外からの提言や助言を取り入れて運営状況を随時検証し、必要な施策を実行する。
- 【64】⑤多様な人材を確保し、教育研究の活性化を図るため、教職員の柔軟な勤務形態や給与体系の構築を進める。特に、客観的指標も利用した適切な業績評価の仕組みを整備し、全教員の 10%以上 に年俸制を適用する。
- 【65】⑥女性の更なる活躍を促進するため、女性役員を 1 名以上置き、女性管理職の比率を 28%以上とする。
- 【66】⑦監事が、財務や会計、大学のガバナンス体制のみならず、教育研究や社会貢献の状況等についても監査できる体制を構築するため、監事を常勤化し、その支援体制を強化する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 【67】①神経難病研究推進のため、分子神経科学研究センターの難病研究推進部門への改組、動物生命科学研究センターの共同利用・共同研究拠点化などを中心とした組織の見直しを行い、本学の研究活性化に向けた整備を行う。
- 【68】②地域に根ざし、地域のリソースを活用した地域基盤型医学教育を推進するため、本学の地域医療教育研究拠点の活動拠点を拡充する。
- 【69】③看護学科について、社会的要請に応じた改組を視野に入れた改革を行う。また、実践的な看護教育を行うため、附属病院看護部との人材交流や医学科と看護学科の教員が相互に教育を担当する体制を構築する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 【70】①大学運営に即応した事務体制を構築するため、組織業務を恒常的に点検し、事務組織の構成や職員配置の見直し、高度専門職の配置などを視野に入れた組織の整備を行い、事務の効率化と質の向上を推進する。
- 【71】②第 3 期中期目標期間中に事務職員の約 20%が定年となり、開学以来初の大きな新旧事務職員の入替えを迎えるが、これを改革のチャンスと捉えて、能力による登用、専門性の評価に基づく適正な人事配置等の施策を実行する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 【72】①外部資金獲得のため、研究シーズのコーディネート活動や競争的資金への申請提案・補助等の組織的な支援を行い、競争的資金の獲得金額を第 2 期中期目標期間の

10%増以上とする。

【73】②病院経営基盤の強化を図るため、診療関連データの目標値を毎年 10 項目以上設定し、その達成に向けた取組を行い、分析結果を病院経営に反映させる。

【74】③奨学金などの学生支援拡充に向けた募金活動を推進するため、同窓会や企業、保護者に対する呼びかけなどを積極的に行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【75】①コストの効率化を図るため、学長主導の施策の他、広く学内からアイデアを求め、コスト意識の徹底を呼び掛け、その体制を強化し、人件費、管理的経費及び医療材料費等の数値目標の設定とその達成に向けた取組を年度ごとの PDCA サイクルとして実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【76】①資産の有効利用のため、スペースマネジメントとして、教育・研究・診療活動等のスペース確保のため、保有資産の点検・評価を行い、スペースの再配分を実施する。

【77】②安全かつ安定的な資金運用を行い、その運用益を教育研究等経費に活用する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【78】①大学運営の改革・改善による大学の活性化のため、IR 機能を備えた学長戦略室を設置し、中期目標・計画と連動した大学経営に係る評価指標を年度毎に定め、進捗管理と結果分析を定期的に行い、その後の事業計画に反映させる。

【79】②中期目標・中期計画に掲げる案件あるいは重点的に投資した案件等についての諸活動を定期的に点検・評価し、その結果を改革・改善に繋げる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【80】①大学活動に関する情報の収集・発信を行う専門部署を設置し、広報に関する高度専門職を配置する等、効果的な広報の仕組みを確立する。

【81】②多様なステークホルダーへ情報を発信するため、広報誌や大学 Web サイトに加え、大学ポータルサイトや情報提供サービス等の外部リソースも有効に活用した広報活動を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【82】①教育・研究・診療等の基盤となる良好なキャンパス環境を確保するため、既存施設の点検評価と有効活用を学長のリーダーシップの下本学の重点事項として実施し、キャンパスマスタープランに基づき、国の財政措置の状況を踏まえ、老朽化対策を中心に計画的な整備を実施する。

- 【83】②環境に配慮したキャンパス環境を創造するため、省エネルギー計画を策定し、施設設備の点検・評価に基づき、ESCO（Energy Service Company）事業の活用を含めた施設設備再生計画を実施する。
- 【84】③学内の共用空間・共用施設を中心に、文化・言語・国籍・年齢・男女の差異、障害・能力の如何を問わずに誰にでも利用可能な障壁のない設計（ユニバーサルデザイン）で整備する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 【85】①構成員に対する放射線業務、防災、内部統制等の効果的な講習会の実施や全学メールの配信による注意喚起を行い、全スタッフに安全管理、危機管理に関する意識付けを徹底する。
- 【86】②大規模災害の発生に備えた近畿地区等の国立機関・大学病院における相互協力体制の連携を維持するとともに、危機管理マニュアルに基づく訓練を実施し、その結果を踏まえて専門家を交えた検討を行うなどの評価を行い、危機管理マニュアルの見直しを随時行い、防災に資する。
- 【87】③事故等を未然に防止するため、毒劇物等の管理状況を定期的に点検するとともに、産業医や衛生管理者による職場巡視と点検を毎週行い、安全管理体制とリスク管理体制を強化する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

- 【88】①コンプライアンスの徹底を図るため、法令や学内規則の遵守、不正防止や情報管理、ハラスメント、研究倫理等に関する全学的なコンプライアンス教育を年間 10 回以上実施し、その受講管理とフォローアップを実施する。
- 【89】②臨床研究を行う条件として、平成 26 年度から開始した研究倫理や安全管理を徹底するための研修や教育訓練の受講義務を継続し、その資格認定制度を厳格に管理・運用する。
- 【90】③研究における不正行為や研究費の不正使用を未然に防止するため、学長を最高責任者とした体制のもと、不正防止啓発活動や取引業者への周知と誓約書の徴取、当事者以外の発注・検収業務や証拠書類の提出、相談・通報窓口等によるチェックシステムの運用等を実施し、その体制のモニタリングを定期的に実施する。
- 【91】④全学の産学官連携活動の窓口を集約し、医療系単科大学として効率的なマネジメント体制を構築することで、すべての研究者自らが COI に関する正しい判断・行動をとれるようにする。
- さらに「組織の利益相反」の検討を要する場合は、経験と知識を有する外部有識者を招集した委員会を組織する。
- 【92】⑤情報資産の保護及び管理運用のため、ネットワークの監視や情報セキュリティ等の検証を行い、必要な措置を講じる。また、構成員に対して情報セキュリティに関する周知・啓発活動や研修などを実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

・ 1,383,513 千円

2 想定される理由

・ 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

・ 無し

2 重要な財産を担保に供する計画

・ 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

Ⅸ 剰余金の使途

○ 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育、研究、診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
・ 小規模改修 ・ MRI-CT 施設改修等 ・ 再開発 (MRI-CT 施設) 設備	総額 746	施設整備補助金 (26)
		船舶建造費補助金 0
		長期借入金 (528)
		(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (192)

(注1)

施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2)

小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

- ・教職員の柔軟な勤務形態や給与体系の構築を進め、多様な人材を確保し教育研究の活性化を図る。
- ・大学運営、病院運営の効率化を図るため、高度専門職等を配置し体制の強化を図る。
- ・事務職員の能力による登用、専門性の評価に基づく適正な人事配置等の施策を実行する。
- ・女性の更なる活躍を促進するため、女性役員を1名以上置き、女性管理職の比率を28%以上とする。

(参考) 中期目標計画期間中の人件費見込み 70,839 百万円 (退職手当は除く)

3 中期目標期間を越える債務負担 (長期借入金)

(単位: 百万円)

年度 財源	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金償 還金((独)大 学改革支援・ 学位授与機 構)	676	724	763	763	763	770	4,460	7,923	12,383

(注1)

金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(注2)

各年度の金額、中期目標期間小計、次期以降償還額、総債務償還額はそれぞれの金額を端数処理しているため、合致しない場合がある。

4 積立金の使途

○前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ・長期修繕計画に基づく施設長寿命化のための基幹設備等整備費の一部
- ・教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

(別紙)

別表 (収容定員)

学部	医学部 931人 (うち医師養成に係る分野671人)		
研究科	医学系研究科 152人	うち修士課程 32人	博士課程 120人

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 予 算

平成 28 年度～平成 33 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	32,611
施設整備費補助金	26
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	192
自己収入	123,051
授業料及び入学科検定料収入	4,279
附属病院収入	118,209
財産処分収入	0
雑収入	563
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	7,397
長期借入金収入	528
計	163,805
支出	
業務費	146,420
教育研究経費	37,454
診療経費	108,966
施設整備費	746
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	7,397
長期借入金償還金	9,242
計	163,805

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 70,839 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成 29 年度以降は平成 28 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人滋賀医科大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 学長裁量経費。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
- ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成 28 年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）

⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成 28 年度予算額を基準とし、第 3 期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。I (y - 1) は直前の事業年度におけるI (y)。

⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。K (y - 1) は直前の事業年度におけるK (y)。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) D(y) = D(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) E(y) = \{E(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) + U(y)$$

$$(3) F(y) = F(y)$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

.....

D (y)：教育研究等基幹経費（①）を対象。

E (y)：その他教育研究経費（②）を対象。

F (y)：機能強化経費（③）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G (y)：基準学生納付金収入（④）、その他収入（⑤）を対象。

S (y)：政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

T (y)：教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y)：教育等施設基盤調整額。

施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

.....

H (y)：特種要因経費（⑥）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するため

に必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = \{I(y) + J(y)\} - K(y)$$

$$(1) I(y) = I(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) J(y) = J(y)$$

$$(3) K(y) = K(y-1) \pm W(y)$$

.....

$I(y)$: 一般診療経費 (⑦) を対象。

$J(y)$: 債務償還経費 (⑧) を対象。

$K(y)$: 附属病院収入 (⑨) を対象。

$V(y)$: 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

$W(y)$: 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 機能強化促進係数。△1.2%とする。

第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成28年度の受入見込

額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版權及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成 28 年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は 1 とし、「教育研究組織調整額」、「教育等施設基盤調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0 として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成 29 年度以降は、平成 28 年度と同額として試算している。

2 収支計画

平成 28 年度～平成 33 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	163,953
経常費用	163,953
業務費	144,019
教育研究経費	15,372
診療経費	49,052
受託研究費等	4,820
役員人件費	543
教員人件費	22,732
職員人件費	51,500
一般管理費	2,784
財務費用	1,119
雑損	0
減価償却費	16,031
臨時損失	0
収入の部	166,225
経常収益	166,225
運営費交付金収益	32,611
授業料収益	3,706
入学金収益	387
検定料収益	186
附属病院収益	118,209

受託研究等収益	4,820
寄附金収益	2,500
財務収益	45
雑益	518
資産見返負債戻入	3,243
臨時利益	0
純利益	2,272
総利益	2,272

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3 資金計画

平成 28 年度～平成 33 年度 資金計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	165,205
業務活動による支出	146,803
投資活動による支出	7,759
財務活動による支出	9,242
次期中期目標期間への繰越金	1,401
資金収入	165,205
業務活動による収入	163,058
運営費交付金による収入	32,611
授業料及び入学金検定料による収入	4,279
附属病院収入	118,209
受託研究等収入	4,820
寄附金収入	2,576
その他の収入	563
投資活動による収入	218
施設費による収入	218

その他の収入	0
財務活動による収入	528
前中期目標期間よりの繰越金	1,401

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。